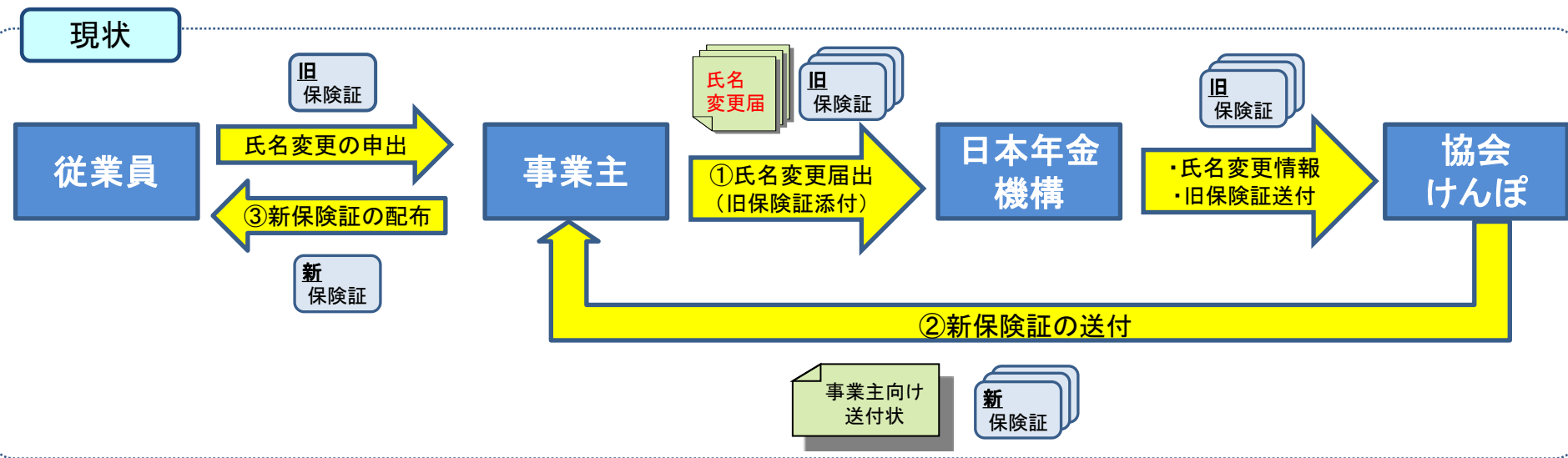


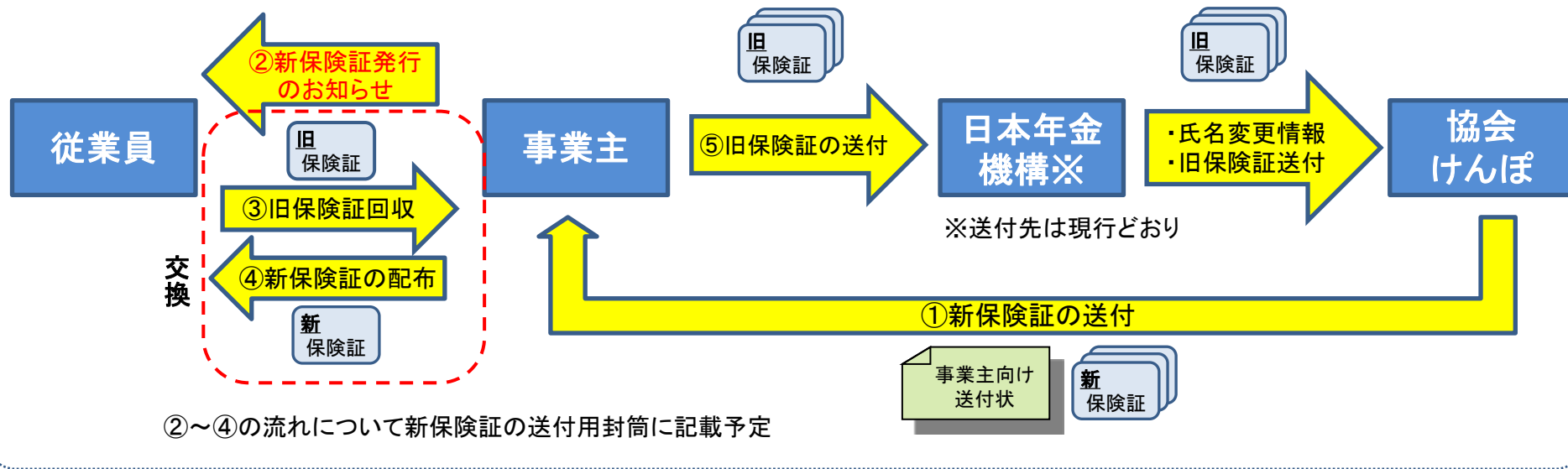
(協会けんぽに加入している従業員の方の氏名変更届の省略について)

○ 従業員の方の氏名変更があった場合は、新しい氏名の記載された保険証を自動で発行し、定期的に事業主の皆さまへお送りしますので、該当する従業員の方から旧氏名の保険証を回収いただいた後、新しい保険証をお渡しく下さい。また、回収した保険証は現行どおり、日本年金機構へ返送をお願いします。



- ① 事業主の皆さまには、従業員の方から氏名変更の申出があった場合に、氏名変更届と旧氏名が記載された保険証を日本年金機構に提出いただいています。
- ② 新しい氏名の保険証(被扶養者がいる場合は、その方の保険証も含まれます)を発行し、事業所へ送付しています。
- ③ 事業主の皆さまには、ご提出いただいた氏名変更届の提出記録と新保険証を照合した上で、新保険証を各従業員の方にお渡しいただいています。

平成30年3月以降における当面の事務処理の流れ



① マイナンバーを活用することにより氏名変更情報が協会けんぽにて確認できたときは、新氏名が記載された保険証を自動作成し、毎月下旬頃に事業所にお届けします。(同時期に他の方の資格取得届、被扶養者異動届、氏名変更届による新保険証が発行される場合には、同封されて送付されます。)

②、③ 事業主の皆さまには、提出した届書(資格取得届、被扶養者異動届、氏名変更届)と受け取った新保険証を照合していただき、照合された保険証は従業員の皆さまへお渡しください。

届書と照合できない新保険証はマイナンバー連携による氏名変更分であるため、従業員の方に、マイナンバー連携による氏名変更届省略が制度的に行われるようになったことにより、新保険証が発行されたことのお知らせし、旧保険証を回収してください。(お知らせは協会けんぽHPでダウンロードすることができます)

④ 旧保険証と交換で新保険証をお渡し下さい。

注:新保険証到着後1か月程度経過しても従業員の方から旧保険証の提出がなかった場合は、直接事業所所在地の協会支部へ新保険証をご返送いただくことも可能です。